

### 議案第3号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

#### 提案理由

令和4年度、令和5年度に係る保険料率を改定するとともに、賦課限度額の引上げを行う必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「100分の9.98」を「100分の10.46」に改める。

第9条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「53,110円」を「53,420円」に改める。

第10条中「640,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。